

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

芝山町立芝山小学校

1 策定過程、基本理念、コンプライアンスについて

- いじめ問題は、学校が対応する最重要課題の1つであり、全ての児童に関する問題である。そのため、学校いじめ防止基本方針の作成にあたっては、教職員だけでなく、児童や保護者等幅広く意見を聴取し作成しなければならない。
- いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうることを全教職員が共通理解し、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重しあえる態度等を育てていかなければならない。
- 児童をいじめから未然に守る“いじめ防止対策推進法”を遵守し、いじめへの対応については、保護者と連携して取り組み、相談及び情報交換を隠蔽や虚偽の説明を行うことなく丁寧な対応をする。
(いじめ防止対策推進法第3条)

- 具体的ないじめの態様は、以下のようなものである。
 - ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ 金品をたかられる。
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる（インターネットを通じたいじめ）。
- (いじめ防止対策推進法第2条参照)

- いじめの定義に基づき、いじめを意図して行った行為ではなく、また、継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する。
(千葉県いじめ防止基本方針より)

2 学校いじめ防止対策組織について (いじめ防止対策推進法第22条)

(1) 組織 (名称 学校いじめ防止対策委員会)

校長、教頭、生徒指導主任、生徒指導担当教員、教務主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、福祉専門家(福祉保健係長)、町青少年相談員連絡協議会代表、学校医、スクールカウンセラー、PTA会長、PTA副会長

(2) 組織構成

① 学校基本方針の策定や評価、反省

組織の全構成員

② 生徒指導委員会 (日常的な業務の協議)

(校長・教頭・教務) 生徒指導主任・副主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・教育相談担当・学年担当1名

③ 緊急会議 (いじめ事案に係る教員参加)

校長、教頭、生徒指導主任、関係学年主任、担任、その他必要に応じて、教務主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー

※必要に応じて、福祉専門家、医師、警察官経験者の参加を要請する。

(3) 組織の役割

- ① いじめ防止対策推進法に基づく、取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ② いじめ相談・通報の窓口の役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

3 いじめの未然防止について (いじめ防止対策推進法第15条 第19条)

- いじめは、児童の生命、心身を害うものであり、どの児童にも、どの学校にもおこりうることを児童に係る多くの大人たちに理解をしてもらうため、学校ではあらゆる機会を活用し、「いじめ防止対策推進法」の説明・解説をする。またリーフレットを作成し家庭への啓発活動を行う。
- 教職員は、いじめに関する研修を重ねることにより、不適切な発言や体罰がいじめを助長することや過度の競争意識や勝利至上主義等が、児童のストレスを常に高くすることを理解し、学校全体で暴力や暴言、児童のストレスを排除することを確認する。
- いじめの未然防止のため、教職員は、児童が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組めるよう研修を重ね、共通理解のもと、学校の内外を問わず取り組まなければならない。
- 自己存在感や自己決定の場面を設定するなど、生徒指導の機能を生かした授業「わかる授業」の展開をすることで自己有用感を高めなければならない。
- いじめの未然防止に積極的に取り組むため、その指導方法を、道徳指導等の指導計画に具体的に示さなければならない。(いつ、どのような場面で、どのような指導をするのか・インターネットを通じて行われるいじめ等の指導等)
- 児童会の担当は、教職員の共通理解のもと児童の組織を活用し、児童自らいじめについて理解する活動やいじめを見逃さない活動及び啓発活動等(いじめゼロ宣言)を意識的に取り入れ、児童の自主的・自治的活動を支援し行事やキャンペーンを実施しなければならない。

4 いじめの早期発見について (いじめ防止対策推進法第16条)

- いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われるため、その状況把握のため定期的に児童に対し教育相談及び調査を行う。教育相談は、年間に2回(状況により複数回可)担任又は児童が話しやすい教職員が対応する。調査についても、毎月1度行い、調査内容は、学校生活(友人関係・部活動等)・家庭生活(他校とのトラブル・インターネットによるいじめ等含)とし、必要な場合は項目を増やすことも想定される。
- 保護者に対してのいじめに関する調査は、保護者会の面談及び電話連絡等で行う。いじめがあった場合は、速やかに保護者と連絡を密にし、その対応や相談等行わなければならない。
- 児童の人間関係把握を、担当学年のみならず全職員で意識を持って取り組み、情報提供しあうことで児童の交友関係を把握しなければならない。
- 昼休みや放課後等授業時間外の児童の行動を観察するため定期的に巡回しなければならない。また、放課後活動が見込まれない教室は、児童がいない状態にしなければならない。

4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
いじめアンケート	いじめアンケート	教育相談月間 いじめゼロ宣言	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	教育相談月間	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート	いじめアンケート

5 いじめの相談・通報について（いじめ防止対策推進法第16条）

- 学校は、学校内外を問わず、いじめの相談窓口及び通報窓口を設置しなければならない。
- 児童に、いじめは、「しない」「見逃さない」の指導の下、相談や通報も恥じる行為、卑怯な行為ではないことも含めて指導しなければならない。

6 いじめを認知した場合の対応（いじめ防止対策推進法第23条）

- (1) いじめの事案又は疑いのある事案を認知した場合は、生徒指導委員会で対応する。
 - ①事案の発見者は、校長、教頭、生徒指導主任に連絡する。
 - ②生徒指導委員会は、早急に会議を開き、事案について報告し、事案解決に向けて協議し、方針及び計画を立てる。
 - ③教職員の共通理解と協力を得るため会議を開き連絡する。
 - ④方針及び計画の下、全職員で対応する。
 - ⑤聴取した情報は、生徒指導主任が取りまとめ、校長及び生徒指導委員会に報告・協議し、事案の解決に向け取り組む。
- (2) いじめ被害者の対応については、心痛な心情を全教職員が理解し、次の事項に留意すること。
 - ①徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
 - ②今後の対応について、本人・保護者に説明し、不安な点を聴取し対応策を示す。
 - ③いじめ被害者に、いじめ加害者等の圧力がかかると想定される場合は、被害者の私物から学用品まで被害がおよばないように配慮した対応をする。
- (3) いじめ事案の解決のため、いじめ加害者や関係児童から聞き取りをする場合は、次の事項に留意すること。
 - ①聴取の体制
 - ②記録の保存（手書き、パソコンでまとめたもの両方）
 - ※パソコン：児童理解シートに記入する
 - ③聴取時間や聴取場所の環境
 - ④休憩や食事時間
 - ⑤言葉遣いや態度
- (4) いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることのないよう児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめ犯罪行為として認められる場合は、所管警察署（山武警察署）と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署（山武警察署）に通報し適切に援助を求める。

7 情報提供（いじめ防止対策推進法第23条）

- いじめられたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、聴取内容を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

8 指導（いじめ防止対策推進法第23条 第25条 第26条）

- 被害児童及び通報者が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう児童の信頼できる人（友人や教職員、家族）又は保護者、地域の人、関係機関の人等の協力を得て児童に寄り添う体制をつくり、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、スクールカウンセラーを活用し心のケアを図る。

- いじめ加害者が被害児童及び通報者に圧力（物理的・精神的）をかけ、被害があるようであれば、いじめた児童を別室において指導することや状況に応じて出席停止制度を活用することも視野に入れて考えなければならないがその対応は、いじめ加害者が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全・健全な人格の発達や家庭環境に配慮し、懲戒を与える際は、慎重に行わなければならない。
- いじめた児童への指導に当たっては、計画的に行うことで、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、その指導計画を当該児童、保護者に周知する。
- いじめが解消されると考えられる期間は3ヶ月。期間内はいじめた子、またはいじめられた子双方の経過観察を行う。
- いじめは、加害者・被害者の二者関係だけでなく、見て見ぬふりをしてきた児童やはやしたてるなど加担していた児童、また、第三者的立場に立っていた児童等の全員が、いじめは許されない行為であることを学級や学年・全校集会で話し合い、いじめを根絶しようという態度を集団で育てなければならない。

9 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条 第30条）

(1) 重大事態の発生と調査

学校は、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。また、関係者に必要な情報提供をする。

〈重大事態〉

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

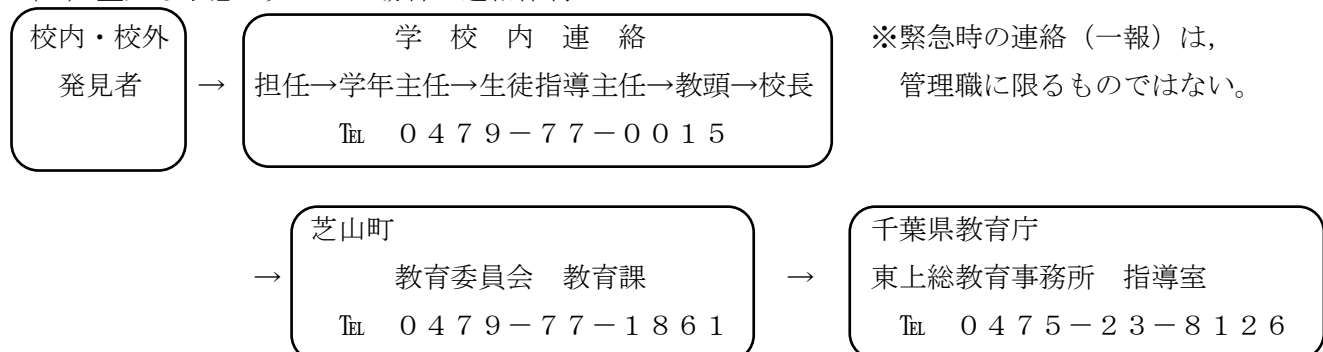
- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。

※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果はない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大な事態が発生した場合の連絡体制



※必要に応じて警察・救急に通報する。 緊急時対応 警察110 救急119

※いじめの状況により警察との相談 山武警察署 TEL 0475-82-0110

◎一報後、いじめの概要が分かり次第改めて文書で報告する。

(3) その他

- 重大事態が発生した場合、緊急会議の構成員を召集し、教育委員会に重大事態の一報を入れ連携して対応に当たる。また、状況により、福祉の専門家、医師、警察官経験者、スクールカウンセラーなど外部の参加を求める。
- 当該組織は、いじめであるかどうかの判断を組織的に判断し、関係のある児童への聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 該当児童の重大事態について、情報収集を行うため家庭訪問等をし、保護者及び関係者に協力を得て聴取を行う。その際、「いじめは本人にも責任はある」などという考えがあってはならず、言動には注意しなければならない。
- 関係児童の聴取をアンケートや個別聴取等の手立てを持って行い、得た情報は必要に応じて、パソコンでまとめ記録を残し、組織で共有し解決の手立てとする。その際、いじめの被害児童及び情報提供者を守るため情報の漏洩を防がなければならない。
- いじめの状況によっては、警察への通報及び相談等、その他専門機関との連携をしなければならない。
- マスコミ対応について、校内の役割分担を決め、窓口を一本化し、「事実確認シート（①公表できること②聞かれたら答えてもよいこと③聞かれても答えられないこと）」を作成し慎重に対応する。
- マスコミの記者は、校外で児童に接触し情報を得ようとするので、児童を不安にさせないためにも保護者と連携して対応しなければならない。

10 公表、点検、評価

- ホームページや学校だよりで学校いじめ防止基本方針を保護者に伝えなければならない。
- いじめのアンケート等をもとに、年度毎に、いじめに関する統計や分析を行い、取り組みや計画についての見直しをするなど点検をする。
- いじめ問題への取り組みについて、年度毎に、児童・保護者・教職員で評価をする。
- 当該組織は、いじめ防止への取り組みがなされているかどうかPDCAサイクルで検証し、学校基本方針の見直しや計画の見直しを柔軟に行わなければならない。